|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 令和　２年　　月　　日　　時　　分　受理 | | 受付順位 |
|  | |  |
| 提出者に対する質疑通告書  　藤枝市議会議長　　薮崎　幸裕　様  藤枝市議会議員　11番　石　井　通　春　㊞ | | |
| 議案番号 | 質　　　　疑　　　　事　　　　項 | |
| 第30号議案  藤枝市地区計画  区域における  建築物の制限に  関する一部を  改正する条例 | 1. 住民要望から出発している改正か。 2. 駅南区域で改正を必要としている事実があるか。 3. 用途制限の変更点   １：劇場、映画館、演劇場、観劇場の建設が可となる  ２：単独車庫建設の制限（300㎡以下2階以下）がなくなる  ３：建築物附属自動車車庫制限（2階以下）がなくなる  ４：倉庫業倉庫が建設できるようになる  ５：危険性や環境を悪化させる恐れが少ない工場でも床面積150㎡以下なら建設可能となる  ６：50㎡以下に限り認められていた自動車修理工場が300㎡以上でも建設可能となる  ７：量が少ない工場に限り、火薬、石油類、ガスなどの危険物貯蔵、処理をする工場、倉庫等の建設が可能となる  こうした事が住民に説明がなされ、合意がなされているか。   1. 容積率が増え建ぺい率が減る変更によって、緑地が減る、日照時間が減る点の住民の合意はなされているか。住民説明会で十分な説明がされているか。 | |